

京都市小学校PTA連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、京都市小学校PTA連絡協議会と称し、事務所を会長所在の学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、京都市立小学校（総合支援学校小学部及び義務教育学校前期課程を含む。）PTA（以下「単位PTA」という。）の連絡と親睦を図り、その発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する単位PTAをもって組織する。

2 前項の組織は、単位PTAの会長（総合支援学校小学部及び義務教育学校前期課程にあつては、会長又はその代表者。第10条及び第15条において同じ。）及び当該校の校長（義務教育学校にあつては、校長又は副校長。第10条及び第15条において同じ。）を代表として構成し、その運営を図る。

第4条 本会に、支部連絡協議会（以下「支部」という。）を置く。

(役員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務 若干名
- (4) 会計 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 庶務は、庶務一切をつかさどる。
- (4) 会計は、会計事務一切をつかさどる。

(役員の選出)

第7条 役員は、理事会において理事から選出する。

- 2 役員の選出にあたり、推薦委員会を設け、役員候補を推薦することができる。
- 3 推薦委員会は、前年度役員をもって構成する。
- 4 第2項にあつては、必要に応じて、京都市小学校長会及び京都市教育委員会に助言を求めることができる。
- 5 第2項に基づき指名された者は、第10条ただし書に基づく会長が特に必要があると認めた理事（推薦理事）とする。ただし、第2項に基づき指名された者が支部理事の場合は、この限りではない。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。

- 2 会長が欠員となった場合は、その残任期間において副会長の中から補充する。
- 3 副会長、庶務及び会計が欠員となった場合は、その残任期間において役員の中から補充する。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、理事会に提出する原案を作成、理事会からの委任事項及び緊急事項について処理する。

(理事)

第10条 理事は、支部ごとに、単位PTAの会長で当該支部の会務を統括する代表者1名と当該支部の校長から1名の計2名とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、若干名を加えることができる。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、1年とする。

(理事会)

第12条 理事会は、役員及び理事をもって構成し、第2条の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 前項の審議決定は、役員会が必要があると認めたときは、書面や電磁的方法により行うことができる。
- 3 理事会の日時及び場所その他必要な事項は、役員会が定める。

(常置委員会)

第13条 本会は、次の各号に掲げる常置委員会を置くことができるものとし、それぞれに掲げる事業を行うものとする。

(1) 教育向上委員会

- ア 教育環境に関すること。
- イ 京都市教育委員会との懇談に関すること。

(2) 研修委員会

- ア 人権啓発に関すること。
- イ P T A活動に関わる研修に関すること。
- ウ 文化的事業に関すること。

(3) 広報委員会

本会に係る情報の受発信に関すること。

2 常置委員会の構成その他必要な事項は、理事会が定める。

(専門委員会)

第14条 会長は、必要があると認めたときは、第12条に定める理事会の審議決定を経て専門委員会を設けることができる。

(総会)

第15条 総会は、役員及び理事並びに単位P T Aの会長及び当該校の校長によって構成し、5分の1以上の出席によって成立する。

第16条 総会は、毎年1回以上開くものとし、重要事項を審議決定する。

2 前項の審議決定は、役員会が必要があると認めたときは、書面や電磁的方法により行うことができる。

3 総会の日時及び場所その他必要な事項は、役員会が定める。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(経理及び監査)

第18条 本会の経費は、理事会において別に定める分担金及びその他の収入による。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経理を監査するため、総会において、理事以外から3名の会計監査を選出する。

(会則改正)

第21条 本会の会則は、総会において、出席者の3分の2以上の同意によって改正することができる。

(附則)

この会則は、令和7年5月26日から施行する。

改正 昭和44年11月19日
昭和51年7月6日
昭和52年7月19日
昭和57年3月20日
昭和59年2月3日
平成4年6月8日
平成8年6月5日
平成9年5月24日
平成12年6月3日
平成16年5月26日
平成18年5月20日
平成19年5月19日
平成21年4月26日
平成30年5月9日
令和3年5月28日
令和4年5月30日
令和7年5月26日